



しあわせ便り

第24号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研（社会保険労務士事務所）
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

スマホ登録
QRコード

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiawase-ci.com

WebPage URL: http://shiawase-ci.com/



しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ 「新型コロナウイルス その2」 *令和2年3月30日時点

いまや話題どころか、毎日のトップニュースとなっている新型コロナウイルス。鹿児島県は感染者が一人確認されている状況ですが、今後増えていくことは確実で、そのピークをどう抑えるかが今後の課題になっています。正しい知識を持ち、感染を予防する手洗いや、咳エチケット、密集を避けることで爆発的な感染拡大を抑えることができます。

巷にはSNSや悪意のある情報などが溢れています。また、それに乗じて詐欺などを働く者も現れています。冷静に判断し、ご自身やご家族を守ってください。

今号は、新型コロナウイルス感染症（以後COVID-19という）の影響を受ける方々に対する厚生労働省と経済産業省の施策を特集します。なお、紙面の都合上、経産省分は概要のみとなります。詳細は下記QRコードにてご参照ください。また、現金の給付案も検討されていますので、情報の更新を頻繁にしてください。

1. 労働者に対するもの（厚生労働省）

- ①傷病手当金：健康保険の被保険者がCOVID-19又は疑いで休業した場合、4日目から賃金の3分の2
- ②休業手当：感染の疑い等で会社が休業を指示した場合、会社は賃金の6割以上を支給する義務がある。
- ③労災休業給付：業務上で感染し、休業した場合、4日目から賃金の約8割を給付。ただし、医療関係者など、感染経路が特定できる者に限られると思われる。*前号の情報より適用が厳格化しそうです。
- ④小学校休業等対応助成金（フリーランス向け）：委託を受けて個人で仕事をする者が、休業した場合
- ⑤緊急小口資金・総合支援資金：COVID-19の影響で休業や失業し、生活資金に困っているとき
- *水道光熱費等や社会保険料、税金の納付猶予も実施されますので、まずは事業者にご相談下さい。

2. 事業者に対するもの（厚生労働省）

- ①小学校休業等対応助成金：子供の世話を休業する従業員に、通常の賃金を支払う事業主に給付
- ②雇用調整助成金：COVID-19の影響で業績が低下したが、休業や教育等で雇用の維持を図ったとき
- ③時間外労働等改善助成金：COVID-19の対策として、テレワークや休暇制度の推進を図ったとき

3. 事業者に対する者（経済産業省）

- ①セーフティネット保障4号・5号 ②危機関連保証 ③無利子・無担保融資 ④生活衛生関係事業（販売店、飲食店、旅館、美容室、映画館等）が対象融資 ⑤事業者の資金繰りに重大な支障が生じることが無いよう、金融機関に要請 ⑥その他貸し付け要件の緩和や金利引き下げ等を実施

4. 設備投資や販路開拓の支援（経済産業省）

- ①生産性革命推進事業 ②ものづくり・商業・サービス補助 ③持続化補助 ④IT導入補助

5. 経営環境の整備（経済産業省）

- ①下請取引配慮要請 ②個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請 ③官公需における配慮要請 ④下請Gメンによる実態把握

厚生労働省の施策	経済産業省の施策	特設ページを検索するには？
		厚生労働省「厚労省新型コロナウイルス感染症について」 経済産業省「経産省新型コロナウイルス感染症関連」 で検索

4コマまんが

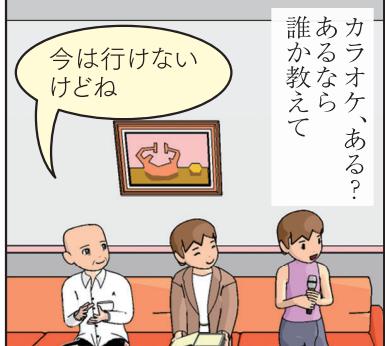
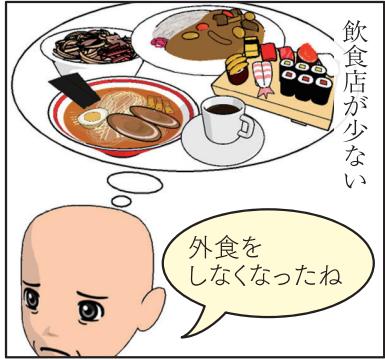
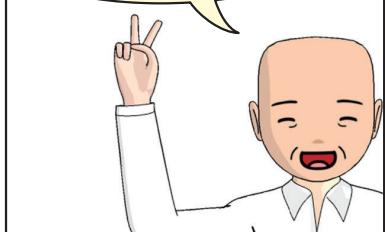


行き、しあわせさん!!

Vol.24 足るを知るで、しあわせ

*長島あるある、第2弾：娯楽編

ないない、なのかも？



映画館が近くにない(;'Δ')

